

平成23年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

平成23年 6月 6日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成23年 6月 6日

12日間

至 平成23年 6月17日

第 3 諸般の報告

第 4 発言の取り消しについて

第 5 行政報告

第 6 議案第50号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第51号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第52号 京丹波町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第53号 京丹波町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第54号 京都地方税機構規約の変更について

第11 議案第55号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）

第12 議案第56号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

1番 横山 勲 君

2番 岩田 恵一 君

3番 篠塚 信太郎 君

- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 原 田 寿賀美 君
- 12 番 松 村 篤 郎 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 小 田 耕 治 君
- 15 番 山 田 均 君
- 16 番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 教 育 長 朝 子 照 夫 君
- 会 計 管 理 者 岡 本 佐登美 君
- 参 事 岩 崎 弘 一 君
- 参 事 野 間 広 和 君
- 瑞穂支所長 山 森 英 二 君
- 和知支所長 藤 田 真 君
- 総務課長 伴 田 邦 雄 君
- 監理課長 山 田 洋 之 君
- 企画政策課長 中 尾 達 也 君
- 税務課長 一 谷 寛 君
- 住民課長 下伊豆 かおり 君
- 保健福祉課長 堂 本 光 浩 君

| | |
|---------|-----------|
| 子育て支援課長 | 山 田 由美子 君 |
| 医療政策課長 | 藤 田 正 則 君 |
| 産業振興課長 | 久 木 寿 一 君 |
| 土木建築課長 | 十 倉 隆 英 君 |
| 水道課長 | 木 南 哲 也 君 |
| 教育次長 | 谷 俊 明 君 |
| 代表監査委員 | 船 越 肇 君 |

6 出席事務局職員（2名）

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 長 澤 誠 |
| 書記 | 上 西 貴 幸 |

開会 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番議員・小田耕治君、15番議員・山田 均君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月17日までの12日間といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月17日までの12日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第50号ほか6件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

5月31日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

5月19日には、総務文教常任委員会が、また、5月27日には、産業建設常任委員会が開催され、所管の調査研究・現地踏査が実施されました。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付してお

ります。

本定例会の、京丹波町ケーブルテレビ自主放送番組放送のため、カメラによる撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、この場において全員協議会を開催いたします。

また、その後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されます。議員の皆さん、大変ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、発言の取り消し》

○議長（西山和樹君） 日程第4、発言の取り消しについてを議題といたします。

ご報告いたします。6月2日に、山田議員から今年3月4日及び24日の会議における発言について、取り消しを求める申し入れ書の提出がありました。

ここで山田議員から発言の申し出がありますので、これを許可します。

山田議員。

○15番（山田 均君） 3月議会で、私の発言の趣旨については、全員協議会などで申し上げたとおりでございまして、議員の皆さんに誤解を与えたとすれば、まことに不徳のいたすところでございます。発言の取り扱いについては、議長に一任することを文書で申し出ました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上のとおりであります。

よって、山田議員からの申し入れについて、受理し取り消すことを許可いたしましたので、報告といたします。

《日程第5、行政報告》

○議長（西山和樹君） 日程第5、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さんおはようございます。行政報告をいたします。

本日ここに、平成23年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございました。また、日ごろ各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、農繁期も終わりました、植えつけられました水稻は順調に生育しているようであり、

実り多き秋を期待するところでもあります。特に本年11月に開催されます国民文化祭では、本町の伝統文化でありますとともに「食のまち京丹波」として豊かな食を広く情報発信するために、「京丹波・食の祭典」を開催いたします。これを機会に多くの方々に本町に訪れていただき、文化の振興をはじめ農林業や観光振興など地域産業全体の活性化を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

なお、東日本大震災についてでございますが、発災から間もなく3カ月が過ぎようとしております。しかしながら、今もなお8,000人を超える方々の行方がわからないなど被害の全容は判然としない状況でございます。

また、福島第一原子力発電所の状況は、依然予断を許さず、現場では必死の作業が続けられております。一日も早い収束と被災地の復興、そして現在もなお避難生活を余儀なくされておられます多くの方々が、一日も早く元の生活に戻れるようお祈りするものであります。

本町といたしましては、友好町であります福島県双葉町への支援をはじめ、去る5月10日に開催されました京都府知事・市町村長会議において採択されました「東日本大震災からの復興支援に関する緊急アピール」に基づき、京都の持てる力を結集して、活力ある復興を支えていく決意であります。皆様方のご支援、ご協力を引き続きお願い申し上げます。

翻りまして、平成23年度の地方財政対策についてでございますが、地方交付税につきましては、前年度比5,000億円増の1兆7千400億円が確保されております。しかしながら、これが可能となった主な要因は、平成22年度からの繰越金が約1兆円あったことによるものでありまして、また、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は、1兆円減の2兆3千600億円となっているところであります。

また、昨年6月に閣議決定された「財政運営戦略」における「中期財政フレーム」では、平成25年度までの地方の一般財源総額は、平成22年度の水準を下回らないよう確保することとされておりますが、地方財政計画においては、地方向けの単独事業費が大幅に減額されておまして、地方独自の歳出は抑制されているところでございます。

加えて、今般の東日本大震災を受けまして、今後の国の予算は東日本へ重点配分されることが予想されるところであります。公共事業に係る予算配分のほか、特別交付税においては、前年度比10%程度減少する見込みとなっております。

このように東日本大震災は、危機の中の危機であり、5月17日に閣議決定された「政策推進指針」におきましては、震災復興と並ぶ日本再生に向けて財政・社会保障の持続可能性確保として「社会保障と税の一体改革」については、6月末までに成案を得ることとされ、「財政運営戦略」においては、本年半ばごろに「中期財政フレーム」を改定することとなっ

ております。

本町におきましては、これらの動向を注視するとともに、財政健全化に向けた取り組みを一層強化し、将来的にも安定した行財政基盤を確立していく必要があると考えております。

こうした情勢の中、本年度は私にとりまして実行2年目の事業年度であり、「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりの第2章として、平成22年度に取り組んでまいりました各種施策をステップアップさせ、町政推進の変化が実感いただけるような積極的な予算編成を行うとともに、そのための体制整備を行ったところであります。

まず、地域医療の確立についてであります。4月1日から和知診療所と和知歯科診療所を国保京丹波町病院と一本化して運営しております。和知診療所長には、前田武昌国保京丹波町病院副院長を充て、介護療養型老人保健施設長には兼任として佐藤秀一郎国保京丹波町病院長を充てたところであります。

また、和知診療所の夜間診療には、垣田秀治国保京丹波町病院副院長が当たっております。今後とも、町民が安心して暮らせる体制づくりのため、「医師確保奨学金等貸与制度」の活用などにより、医師確保に取り組むほか、経営の効率化と充実に努めてまいります。

町営バスの運行につきましては、4月から瑞穂小学校の開校に伴うスクールバスの増発や新たに桧山和知線を開設するなど、利便性の向上に努めているところであります。

また、須知高校への支援といたしまして、クラブ活動終了時間に合わせた増発や町営バスの利用促進として通学助成を実施したところであり、今後とも地元唯一の高校として、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

ケーブルテレビにつきましては、4月から全町域での運用を開始したところであります。利用者の皆さんにタイムリーな情報やお知らせをお届けするとともに、親しみのある番組づくりに努めてまいります。

なお、7月24日には、アナログ放送が終了し、デジタル放送にかわりますが、本町におきましては、平成27年3月までの暫定措置として、地上デジタル放送をアナログ放送に変換するデジアナ変換も実施をいたしまして、ご家庭における2台目、3台目のテレビ買い換え等の費用負担に配慮することといたしております。

また、畑川ダム事業につきましては、平成21年10月に、ダム本体工事に着手されまして、本年6月、いよいよコンクリート打設が始まり、着々と事業が進捗いたしているところであります。

次に、丹波パーキングエリアを活用した地域振興拠点施設の整備計画でございますが、将来展望にわたった活力ある社会基盤整備として、4月から土木建築課内に開発プロジェクト

推進室を設け、現在基本計画策定に向けた取り組みを進めているところであります。

なお、間もなく基本計画策定委員会及びワーキング会議を設立し、計画コンセプト、施設規模、管理運営体制等、具体的な検討を進めてまいります。

また、長年の懸案であった京丹波町観光協会の設立につきましては、7月1日の発足に向けて、現在9名の委員さんによる設立委員会において、活発な議論をいただいているところでございます。

次に、かねて要望しておりました京都府立林業大学の町内での開設であります。このほど和知地区本庄地内にある京都府森林技術センター内に、来年4月1日に設置されることが決定されたところであります。

本町といたしましては、大学校運営に全面的に協力することとし、和知支所2階の旧議場、旧委員会室及び旧正副議長室を同大学校の講義研修室として無償貸付けいたしたく考えております。

同大学校は西日本で唯一の林業専門の大学校として、高校新卒者などを対象とし、林業の担い手などを養成する修学期間2年の森林林業科と就業や経営、あるいは鳥獣害対策等の研修を行う修学期間2カ月から3カ月程度の研修科の2学科を設けることされており、本町の林業の振興はもとより、地域活性化の起爆剤として大きな期待を寄せるものであります。ここにご報告を申し上げますとともに、本日関係する条例改正案及び施設改修を含む補正予算案も提出させていただくところであります。格別のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、地域支援に関しましては、全体区長会を5月14日に開催し、私の目指します「まちづくり方針」をお伝えするとともに、今年度の予算状況や主な事業内容などをお知らせしたところであります。今後、今月末から9月上旬にかけて、「町長と語るつどい」を開催し、広く町民の皆様のご意見やご提言をお聞きし、町政に反映してまいりたいと考えております。

最後に、出納閉鎖を迎えました平成22年度の各会計決算見込みであります。一般会計では歳入136億371万円、歳出127億5,886万円、収支は8億4,485万円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、6億8,246万円程度の黒字決算と見込んでおります。

また、特別会計では、歳入66億1,026万円、歳出65億4,632万円、実質収支は6,394万円程度を見込むところであります。まずは、健全な姿での決算が見込まれることをご報告させていただきます。

なお、病院事業会計につきましては、前年度に引き続き経費の削減に努め、前年度比で166万円余りの収支改善を図ることができ、280万円の純損失金にとどまる見込みであります。今後におきましても、精査した事業の推進と適正な予算執行に努める所存であります。以上、行政報告といたします。

○議長（西山和樹君） 以上で行政報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第6、議案第50号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、議案第56号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

《日程第6、議案第50号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について～日程第12、議案第56号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について》

○議長（西山和樹君） これより、日程第6、議案第50号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、議案第56号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第50号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国保京丹波町病院和知診療所の勤務体制の変更に伴い、夜間診療に従事する医師に対する手当の支給金額を変更するもの。

議案第51号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東日本大震災に係る被災納税者に対する緊急対応措置として、地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、個人住民税に係る雑損控除及び住宅借入金等、特別税額控除の特例を定めるもの。

議案第52号 京丹波町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政財産の無償貸付け、または減額貸付け等に建物を含めるなど、条例の整備を行うもの。

議案第53号 京丹波町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、瑞穂地区の旧明俊小学校プール及び旧三ノ宮小学校プールを梅田プール、三ノ宮プールとして町運動施設に位置づけ、活用を図るもの。

議案第54号 京都地方税機構規約の変更につきましては、京都地方税機構が処理する事務に、新たに法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税に係る賦課事務のうち申告書などの受け付け、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務を追加するもの。

議案第55号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額105億4,200万円に、今回5,830万円を追加し、補正後の額を106億30万円とすることを願います。

今回の補正予算は、当初予算成立後2カ月余りであり、緊急的に予算措置を講ずるべき必要最小限の補正といたしております。

内容といたしましては、支所維持管理事業として京都府立林業大学の講義研修室として貸し付ける会議室など、和知支所2階の改修経費に4,011万円、介護施設等整備事業として社会福祉法人山彦会が設置する認知症対応型共同生活介護施設に係る補助金の増額に724万5,000円、土地改良施設維持管理事業として、天満宮大池堤滞体下部における不明水の調査経費に610万円、防災事業として、京丹波町地域防災計画の見直しに係る経費に369万円、体育施設維持管理事業として、旧明俊小学校プール及び旧三ノ宮小学校プールを町運動施設として管理するための経費に115万5,000円を計上したところであります。

なお、歳入につきましては、介護施設等整備事業に係る府補助金以外は、財政調整基金繰入金により編成したものであります。

議案第56号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、今回予算総額に増減は生じないものの、議会の議決を要する職員給与費について、予算の組み替えを行うものであります。

以上、申し上げまして提案理由といたします。

細部にわたりましては、所管いたします担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、原案にご賛同いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は日程順にお願いいたします。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第50号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

今回の改正につきましては、提案理由の説明にごさいましたとおり、国保京丹波町病院和知診療所の勤務体制の変更に伴いまして、宿・日直手当のうち夜間診療に従事する医師に対する手当の支給金額を変更するものでございます。

金額でございますが、3月の定例会で医師・看護師等の処遇改善を図るために夜間診療につきましては500円の引き上げをお願いし、現在1回1万500円とさせていただいてるところでございますが、4月からの診療体制の変更によりまして、現在和知診療所の夜間診療につきましては、京丹波町病院の垣田副院長にお願いをしているところでございます。

このことは、以前とは異なりまして、受け持ちの患者数が大幅に増加するということになり、また病院から移動しての診療となりますことから、その負担も大変大きなものとなるところでございます。

従いまして、非常勤の内科医師の契約単価でありますとか、開業医に委託した場合の夜間診療手当等を勘案いたしまして、1回2万2,000円に引き上げを行うというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） それでは、議案第51号 税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

最初に、今回の条例改正につきましては、このたびの東日本大震災に被災されました方々の負担の軽減を図るために、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律が平成23年4月27日に公布され、あわせて地方税法の一部を改正する法律などが同日付で公布され、原則として公布の日から施行されることとなったことに伴いまして、本町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、具体的な中身でございますが、税条例の附則に新たに2条を加えるものでございます。

まず一つ目は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の附則第22条の関係でございますが、これは東日本大震災により住宅や家財などについて生じた損失につきまして、その損

失額を雑損控除として、所得税は平成22年分から、個人住民税につきましては、平成23年度分から適用を可能とするものでございます。

なお、1年で控除し切れない損失額の繰り越し控除期間につきましても5年となります。

次に、二つ目の東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除額控除の適用期限の特例の附則第23条の関係でございますが、これにつきましては、いわゆる住宅ローン控除に関するものでございまして、住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により滅失などした場合においても、控除対象期間の残りの期間につきまして、引き続き税額控除の適用ができるものとするものでございます。

以上で、まことに簡単な説明で恐れ入りますが、補足説明とさせていただきます。何とぞご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 続きまして、議案第52号 京丹波町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、行政財産の建物の無償貸付け、または減額貸付け等について条例改正をお願いするものでございます。

既に行政財産の土地につきましては、条例化されておりましたが、議決をいただくことなく無償貸付け、または減額貸付けができることとなっておりますが、建物につきましては、条例化をされていないために、その都度、議決をいただく必要がございます。

今回町長の行政報告にございましたように、京都府立林業大学の町内での開設につきましては、和知支所の2階の一部を講義研修室として京都府に無償貸付けをいたしたく考えておりますために、これを機会に条例化をお願いし、より効率的な行政運営を図ろうとするものでございます。

なお、改正の規定であります。今回建物を含めることから現行では「行政財産である土地」とございますのを「行政財産の」ということで、土地・建物を一括する表現としております。

また、現行では、貸付け等ができる場合の地方自治法の規定も定めておるところでございますが、条例で定める必要がございますのは、無償、または減額貸付けができる場合の規定でございますので、今回地方自治法の規定につきましては削除をさせて整理をさせていただいたところでございます。

以上、まことに簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） それでは、議案第53号 京丹波町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

本年3月末をもちまして、閉校となりました瑞穂地区の3小学校のプールにつきましては、教育委員会といたしまして、それぞれ3校下のPTAの皆様のご意見を最大限尊重して、その方向を決定するとしていたところでございます。

それぞれのPTAでは、保護者の皆様にアンケート調査を行っていただくなど、検討をいただいた結果、旧明俊と三ノ宮小学校のプールについては、引き続き活用する。旧質美小学校のプールについては、三ノ宮、もしくは瑞穂プールを活用するとの意見に集約いただいたところでございます。

したがいまして、今回提案させていただきましたのは、議案のページをめくっていただきまして、条例の改正内容でございますけれども、梅田プール、そして三ノ宮プールを加えましたこと。なお、旧明俊小学校のプールについては、今回梅田プールというふうに名称を変更いたしております。

また、それぞれのプールの使用料については、無料といたすものでございます。

なお、これらのプールに関しましての維持管理経費につきましても、今回の補正予算にお願いをいたしておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、議案第53号の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） それでは、議案第54号 京都地方税機構規約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

京都地方税機構規約につきましては、一昨年の平成21年6月の議会におきまして、ご議決いただき、昨年の平成22年4月からは、徴収業務のうち滞納整理業務等につきまして、京都府と府下25市町村が共同で事務を行っています。

このたび、納税者の利便性の向上を図るとともに、課税資料の収集から税額の算定等に係る業務を一括して行うことで、業務を効率的に進め、公平公正な税行政の一層の推進を図るために、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税の賦課事務の一部を京都地方税機構が処理する事務に追加する京都地方税機構規約の一部を変更するものでございます。

それでは、具体的な中身でございますが、新旧対照表によりまして、説明をさせていただきますので、新旧対照表をごらんください。

はじめに、広域連合の処理する事務の第4条でございますが、ここに法人の府民税、市町

村民税及び事業税並びに地方法人特別税に係る申告書等の受け付け、税額の算定、調査及びこれらに関する事務を新たに追加するものでございます。

また、次の広域連合の作成する広域計画の項目の第5条につきましても、前条第1号、第2号及び第5号に掲げる事務と文書表現を変更して、新たな事務の項目を追加いたしております。

次に、別表第17条関係でございますが、これは広域連合の経費の支弁の方法を一覧表にしたものでございまして、表の3段目以降に、このたびの新たに追加となります事務に関する経費の負担区分などの項目を新たに追加いたしております。

最後に、施行期日につきましては、総務大臣の許可の日からとしておりまして、平成23年8月に許可の予定といたしております。

なお、このたびの法人関係の賦課事務の共同化の本格的な開始の時期としましては、平成24年4月をめどといたしております。

以上で補足説明とさせていただきます。何とぞご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第55号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げたいと思います。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に5,830万円を追加し、補正後の額を106億30万円とすることをお願いするものでございます。

予算書の後ろから2枚目の事項別明細書の4ページをお願いしたいと思います。歳出のほうから説明をさせていただきます。

まず、総務費、総務管理費の支所でございますが、支所維持管理事業といたしまして、4,011万円の追加をお願いしております。これにつきましては、先ほど来、行政報告にございましたとおり、主に京都府立林業大学校の講義研修室として和知支所2階の旧議場などを貸し付けるための改修経費でございまして、内訳といたしましては、委託料420万円、工事請負費3,590万円ということでございます。

主な工事内容でございますが、本日資料といたしまして改修のイメージ図を配付させていただいておりますが、まず、現在貸し付けを予定しておりますのは、2階の左側にございまず旧議場と中庭を挟みまして右側ですが、二つの委員会室、小会議室ということで名称をしておりますが、それと南側にございまず正副議長室でございまず。このうち議場につきましては、教室といたしまして、常時活用されるという予定でございまして、現在、置いてあり

まず議会用の机やいす、傍聴席の撤去のほか、天井を下げまして照明器具と空調設備を設置するほか、明かり窓を設置することといたしております。

また、旧委員会室、小会議室でございますが、北側と南側に二つの部屋がございますけれども、北側につきましては教室として、南側は学生の控室に使用されるという予定でございますが、こちらにも現在ございます円卓を撤去するとともに、天井を張りかえまして、照明器具と空調設備を設置することとしております。

さらに、正副議長室につきましては、講師の控室などとして、こちらにも天井の張りかえと照明器具、空調設備の設置を行います。

なお、右端でございますけれども、大会議室につきましては、現在のところは、常時の貸し付けは予定しておりませんが、今回あわせて同様の改修を行いまして、追加的な教室としての利用でありますとか、会議室としての利用がしやすいように、改修することといたしておるところでございます。

さらに、資料の裏面でございますけれども、講義研修室への入り口の関係でございますが、駐車場の左側にあります教育委員会事務室側の階段の登り口を利用することといたしまして、入り口にアーチ状の屋根を設けるほか、2階への階段と事務室との仕切りや照明の改修などを予定しているところでございます。

また、大分県からの通路を表示するために、駐車場部分に一部カラー舗装も予定をさせていただいております。

なお、各教室に必要な机でありますとか、いす等につきましては、京都府において用意をされるということになっておるところでございます。

次に、民生費でございますが、民生費の社会福祉費の老人福祉費で、介護施設等整備事業の724万5,000円の補助金の追加でございますが、これにつきましては、京都府の補助金交付要綱の改正によりまして、社会福祉法人山彦会が設置するグループホームに係る補助金が増額となったことや、既存施設にスプリンクラーや火災警報器を設置する場合の補助金が増額されたことによる増額でございます。

次に、農林水産業費の農業費の農地費でございますが、土地改良施設維持管理事業の委託料610万円につきましては、天満宮大池の堤体下部における不明水の調査経費でございます。

天満宮大池につきましては、農業農村整備事業といたしまして、平成21年度から22年度にかけて改修工事を実施し、本年1月に竣工したものでございますが、農作業のために水をためていくに従いまして、堤体、のり面下部から不明水が発生したということでござ

いまして、今後の対策に向けまして、今回専門業者に調査を委託するものでございます。

次に、消防費の防災費の防災事業369万円でございますが、これにつきましては、今般の東日本大震災による福島第一原発の事故を受けまして、京都府が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、よくEPZと言われておりますけれども、これを当面、半径20キロとする原子力発電所防災対策暫定計画を決定いたしましたことから、本町の一部もこの範囲に入ることとなりまして、本町の地域防災計画におきましても、原子力発電所防災対策計画を策定する必要が生じたものでございます。

その経費といたしまして、業務委託料等の経費を計上させていただいたものでございます。

最後に、教育費の保健体育費の体育施設費で、体育施設維持管理事業115万5,000円でございますが、これにつきましては、先ほど議案第53号で説明のございました旧明俊小学校プール及び旧三ノ宮小学校プールを町運動施設として管理するための経費として、プールの管理賃金をはじめ、電気・水道代や薬品代等を計上させていただいたところでございます。

なお、これらの補正財源であります歳入につきましては、3ページでございますけれども、介護施設等整備事業に係る補助金以外につきましては、財政調整基金の繰入金によりまして、収支の均衡を図らせていただいたところでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、続きまして議案第56号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

先ほど、町長からの提案理由説明がありましたとおり、議案第50号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を受けまして、病院事業会計のうち京丹波町病院事業の補正予算の人件費関係等の補正をお願いするものでございます。

今回の補正予算では、予算総額の増減はございませんが、款、京丹波町病院事業費用、項、医業費用の中の目の組みかえを行うものと、当初予算第6条で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正として職員給与費の補正をお願いするものでございます。

めくっていただきまして1ページの平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）説明書をお願いいたします。

収益的支出におきまして、款、京丹波町病院事業費用、項、医業費用、目、給与費におき

まして、本年4月から和知診療所の夜間診療におきまして、同診療所に所属する以外の医師が診察に当たっております。現在、京丹波町病院から夜間診療に当たる医師を派遣いたしております。その費用に係る適切な診療手当単価といたすため、94万円の補正をお願いするものでございます。

また、目、材料費につきましては、薬品費等を94万円減額いたし、これらの組み替えを行いまして、今回補正額をゼロ円といたし、補正後の款、京丹波町病院事業費の予算は、当初予算のままの11億336万3,000円とするものでございます。

なお、表の議案に戻っていただきまして、第3条にあります当初予算第6条で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正のうち、職員給与につきましては94万円を追加いたし、補正後の額を3億9,431万7,000円としてお願いするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきましてご議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次は、6月8日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

なお、議員の皆様には、お疲れのところ大変ご苦労さまですが、この場において全員協議会を開催いたします。その後、議会広報特別委員会が開催されますので、よろしく願いいたします。

散会 午前 9時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 小田耕治

〃 署名議員 山田均